

インフルエンザ罹患から再登校までの流れ

①

・ インフルエンザと思われる症状が現れる

インフルエンザが疑われる場合は、受診時必ず「**インフルエンザ罹患証明書**」を持参してください。（インフルエンザ罹患証明書はクリスファー中・高等学校HPからもダウンロードできます）

②

・ 医療機関で受診する

インフルエンザと診断されたら、持参した「**インフルエンザ罹患証明書**」に、医師から記入してもらってください。

※医療機関からインフルエンザ罹患証明書が発行されなかった場合、罹患証明書の医療機関証明印がないと思われるので、受診した際の検査結果用紙、領収書、調剤明細書、お薬手帳のコピー等の、医療機関から発行されたインフルエンザだとわかる書類を罹患証明書の証明印の代わりとして代用可能ですので、登校時にご持参ください(再受診は不要です)。

③

・ 保護者が学校に電話で報告

④

・ 自宅安静、発熱の経過を記録

インフルエンザは発症後5日かつ解熱後2日経過するまで登校できません(詳細は次頁)。

罹患証明書の下段にインフルエンザ経過報告書の欄がありますので、毎日午前・午後に検温の上、記入をお願いします。

⑤

・ 必要期間安静後、**インフルエンザ罹患証明書を持って登校**

昨年までは登校許可証の提出が必要でしたが、2019年度より罹患証明書のみとなります(回復時の医療機関での再受診は不要です)
罹患証明書は**担任**に提出をお願いします。

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザを罹患した場合、「**発症後5日間**」かつ「**解熱後2日間**」は出席停止となります。

2019年9月より、インフルエンザ回復時の登校許可証は不要となります。出席停止期間終了後に、罹患証明書を持参の上、登校してください。

出席停止期間早見表

	発症日(※)	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日経過		
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
		解熱	1日目	2日目					
2日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
			解熱	1日目	2日目				
3日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
				解熱	1日目	2日目			
4日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1日目	2日目		
5日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1日目	2日目	

※発症日とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状が始まった日となります。